

公益財団法人 京都健康管理研究会

事業報告書

令和2年度

(第68期)

(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)

事業報告

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、本財団とする）にとって令和 2 年度は、新型コロナウイルス肺炎蔓延による影響と中央診療所（診療事業並びに健康診断事業）の譲渡（以下、事業譲渡）、そして新たな法人業務の開始という激動の 1 年間であった。従って、令和 2 年度については、上半期（事業譲渡前、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで）と下半期（事業譲渡後、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）に分けて報告する。

【令和 2 年度上半期】

令和 2 年度上半期は、本財団定款の目的を達成するために、各事業を積極的かつ誠実に展開してきた。公益性を最重要とする事業目的に鑑み、難病、特に呼吸器系難病を対象に、診療部はその管理研究・治療に、また健康管理部も難病の早期発見を意識して健康診断を推進し、本財団一丸となって難病への対応に努め、さらに地域住民の病気予防・健康増進・健康管理等の啓発活動に取り組み「健康の輪」を広げるべく、診療部・健康管理部の連携下、臨床研究センターを含め事業を推進・展開した。

しかし令和 2 年の年初から新型コロナウイルス肺炎が全国規模で蔓延し始め、4 月 16 日に第 1 回緊急事態宣言が発出されたことを契機に、全国的に経済活動が沈滞したことを因として、本財団も 4 月、5 月の出張健診はキャンセル続きとで皆無に近く、また診療部も来所患者が約 2 割減少したことにより、収益は大きく落ち込んだ。

6 月半ばから診療・出張健診に回復の兆しが見えたものの、4 月・5 月の不振を穴埋めするには至らず、上期を通しては対前年同期比 16%と大幅減収、経常段階で 88 百万円の赤字を計上することと成った。

一方、かねてより議論されてきた診療所業務の維持、継続について、本財団の臨床研究の中心となる医師の高齢化と、これを解消して将来に亘って本分野の専門医師団を継続的に充足していくことの困難性が次第に顕在化してきた。しかも既にタイムリミットに近く、問題を先送りして現状を維持していくことは困難というほかなくリスクも高く、財団設立の理念を守り、中央診療所の事業を持続的・安定的に継続し、かつ常勤・非常勤を合わせて百名を超える従業員の雇用を維持するということが最優先の課題として浮上してきた。

これを解決すべく種々の選択肢を検討したが、医療機関としての中央診療所を地域の同業医療機関に譲渡して運営を委ね、職員の生活を守る一方、残された力を次世代医師人材の育成及び活動を助成する事業に振り向けることが法人の事業目的を完遂するための最善の策である、との結論に達し中央診療所事業の譲渡計画を令和 2 年度より早急に進めることとなった。

この中でこれまで種々な局面で相互協力関係を有していた「医療法人大和英寿会」（以下同医療法人とする）が、今後の運営を委ねる地域の同業医療機関として相応しいと判断できたことから、4度の理事会、3度の評議員会での審議を経て対象として承認された。令和2年6月1日に「同医療法人」と「本財団」で「事業譲渡に関する基本合意書」を取り交わし、令和4年3月31日を譲渡日に設定した。

しかし具体的に譲渡事業を推進する中で、「同医療法人」と「本財団」の雇用形態の差異が判明し、これを解決すべく「同医療法人」が令和2年7月17日に設立した「一般財団法人大和松寿会」を譲受先としたいとの申し出が有り、これを了承した。

実務段階の検討が進むにつれ、健康診断等の入札による受注契約と、実施時期が年度を跨ぐ可能性が大きく、期末の法人格変更では業務に不都合が生じる懸念があり、入札資格を確固たるものにするために、上期中に譲渡日を繰り上げる案が浮上した。加えて新型コロナ肺炎の流行が、急激に拡散、猛威を振るい始め、前述の通り医療機関の経営状況が大きく変化した。これらのことから、譲渡後の「中央診療所」の運営を円滑に軌道に乗せるためには、譲渡時期を早め、令和2年9月30日とするのが最善であると双方の認識が一致した。

この譲渡日繰り上げの両者合意を受け、事業譲渡に向けての動きが加速し、理事会並びに評議員会にて、「令和2年9月30日を事業譲渡日とする」こと並びに「行政庁（京都府）へ公益事業変更の認定申請する件」についても承認を得た。

令和2年9月11日、事業譲渡に伴う公益事業変更認定を京都府へ申請した。本申請に対し、京都府公益認定等審議会では事業譲渡価格及び譲渡契約書に記載されている譲渡価格の算出根拠、並びに事前に実行された駐車場の土地売却価格について、譲渡価格等々の正当性、適切性が審議された。公益認定等審議会でも質問、指摘、修正を求められた箇所について回答、申請書類の修正・訂正・追加作業を行った結果、令和2年9月30日夕刻、京都府より変更は認定され、本財団の事業譲渡が令和2年上期内に成立した。本事業譲渡に係る変更認定に関し、京都府認定業務担当者各位並びに公益認定等審議会委員各位の真摯な対応、ご高配に深謝する。

【令和2年度下半期】

上記変更認定を受け、令和2年10月1日から、新たな公益事業を行う「公益財団法人京都健康管理研究会」として活動を開始した。

本財団の主たる公益事業であった診療事業並びに健康診断事業の譲渡により、本財団の新たな目的並びに事業について定めた定款の変更について、令和2年10月12日開催の評議員会にて承認を得たうえで下半期の事業を行った。

令和2年度下期の事業として、中央診療所という臨床研究実践の場はなくなったが、形を変え、現状の資産をもって、本財団の理念に基づく共同研究、研究支援はもとより、それに携わる「後継の育成」のための、研究費の助成、海外留学費用・海外学術集会参加費用を助成する事業、学会等の学術集会の運営費の助成、更に「広く国民の健康保持、増進に寄与・貢献することを目的する」ことを実現するために広く啓発・普及活動を行った。

令和2年10月1日の変更認定後の限られた事業であったが、令和2年度事業を半年で推進すべく、上記助成について本財団ホームページと対象となる大学等に直接公募の広報活動を行った結果多数の応募が有り、令和2年12月末日までの各助成の応募について、令和3年1月16日に本財団運営規程並びに研究・奨学助成細則に定める選考委員会を開催・審議し、理事長決裁に基づき、以下の令和2年度分の助成申請に対し助成を決定、執行した。

1. 公益事業（助成事業並びに啓発・普及事業）

1) 研究費助成（助成事業） 6件

- ① 大腸腺腫内癌内視鏡切除後標本を用いた正常組織幹細胞・腫瘍幹細胞マーカーとしての pSmad2/3L-Thr 発現と腫瘍化・癌化における発現の変化に関する研究
関西医科大学 内科学第三講座 福井 寿朗
- ② シングルセル RNA-seq を用いた多発性骨髄腫多段階発がんにおける APOBEC 過剰発現のメカニズムと骨髄免疫微小環境の解析
京都大学医学部附属病院 血液内科 白川 康太郎
- ③ IgG4 関連呼吸器疾患の診断基準の検証
京都大学大学院医学研究科 呼吸器不全先進医療講座 半田 知宏
- ④ 進行性線維化を伴う間質性肺疾患の臨床像
京都大学医学部附属病院 呼吸器内科 谷澤 公伸
- ⑤ 熱中症と新型コロナウイルス感染症に関するリスク認識・リスク回避行動の比較研究（質問紙調査の開発とデータ収集）
大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 原口 正彦
- ⑥ 成人 T 細胞白血病及び活性化制御性 T 細胞に発現している CCR4 の新規画像化法の開発とそれら細胞の体内動態の解析。（ATL 細胞株を利用した腫瘍マウスモデル作成）
京都大学医学部附属病院 放射線診断科 子安 翔

2) 海外留学助成（助成事業）

新型コロナ肺炎蔓延で受け入れ中止のため次年度へ順延（令和3年度3件）

3) 海外で開催される学会、研究会、シンポジウム等への出張経費助成（助成事業）

新型コロナウイルス蔓延の影響で開催・受け入れ延期や中止のため申請なし

4) 学会・研究会、シンポジウム等の開催・運営経費の助成（助成事業） 1件

① 第30回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会学術会議

令和3年3月19日～20日 京都市勧業館「みやこめっせ」

京都大学大学院医学研究科 陳 和夫

なお、上記の令和3年1月16日開催された選考委員会では、令和3年度の助成申請についても同様の審査を行い理事長へ答申を行い、研究助成4件、海外留学助成3件、学会運営助成2件に対し助成を行う決定をした。難病患者団体活動運営費の助成、広く医学・医療に係る書籍出版の補助なども併せて公募したが、何件か問い合わせはあったが、令和2年度中の執行対象とはならなかった。

5) 啓発・普及活動の一環として、市民講座を読売新聞社の後援で開催した。

① 令和2年11月29日 メルパルク京都

京都大学医学研究科呼吸器内科 伊藤 功朗

「新しい肺炎の時代を生きる」

参加者：121名

6) 広く一般社会への啓発・普及活動として季刊誌「健康塾通信」を発刊した。

① 令和2年10月15日 第11号

② 令和3年1月15日 第12号 発刊

7) 本財団の理念に係る事業に対する助成活動として、事業年報を作成した。

① 令和2年3月1日

令和元年度事業年報「公益財団法人京都健康管理研究会のあゆみ」発刊

2. 収益事業

収益事業として、医療相談事業（医療過誤に係る訴訟等の相談）並びに医療教育講習事業（製薬企業のMR研修講習等）を行った。今後、更に本事業を充実させ、財団運営に反映させて行く。

3. その他報告事項

1) 理事会及び評議員会の開催状況

令和2年度に開催した理事会及び評議員会審議事項及びその決議について、また、申請あるいは報告義務に従い行政庁等への届出た事項についても併せて記載した。

- (1) 令和2年5月15日（決議があったと見なされた日）：理事会
 - 第1号議案：令和元年度（第67期）事業報告並びに決算報告の件（理事会：承認）
 - 第2号議案：資産売却の件（理事会：承認）
- (2) 令和2年5月30日（決議があったと見なされた日）：定時評議員会
 - 第1号議案：令和元年度（第67期）事業報告並びに決算報告の件（評議員会：承認）
 - 第2号議案：定款の一部変更につき承認を求める件（評議員会：承認）
 - 第3号議案：公益財団法人京都健康管理研究会の将来計画に伴う事業譲渡並びに資産売却につき承認を求める件（評議員会：承認）
 - 第4号議案：任期満了に伴う評議員選任の件（評議員会：選任）
- (3) 令和2年6月25日：令和元年度（第67期）事業報告及び同決算書を京都府へ提出
- (4) 令和2年7月17日：理事会
 - 第1号議案：事業譲渡期日変更の件（理事会：承認）
- (5) 令和2年7月17日：評議員会
 - 第1号議案：事業譲渡期日変更の件（評議員会は成立しているが、本議案に本財団定款第26条第6号に該当する事項であるので審議条件を満たさず議事録に残し流会となった）
- (6) 令和2年7月31日：（決議があったと見なされた日）：臨時評議員会
 - 第1号議案：事業譲渡期日変更の件（評議員会：承認）
- (7) 令和2年8月6日：理事会
 - 第1号議案：事業譲渡による事業内容の変更と京都府への変更認定申請の件（理事会：承認）
 - 第2号議案：定款の一部変更の件（但し、変更認定の承認後、評議員会に付議
理事会：承認）
- (8) 令和2年9月11日：変更認定申請提出（京都府）
- (9) 令和2年9月30日：京都府から変更認定承認
- (10) 令和2年10月12日：理事会
 - 第1号議案：理事辞任の件（理事会：承認）
 - 第2号議案：業務執行理事解任の件（理事会：承認）
 - 第3号議案：財団住所変更の件（理事会：承認）
 - 第4号議案：定款変更の件（理事会：承認）
- (11) 令和2年10月12日：臨時評議員会
 - 第1号議案：公益財団法人京都健康管理研究会定款の変更の件（評議員会：承認）

第2号議案：理事辞任の件（評議員会に報告）

第3号議案：財団住所変更の件（評議員会：承認）

(12) 令和2年11月5日：定款の変更・理事辞任の登記（京都法務局）

(13) 令和2年11月24日：定款の変更並びに理事就任及び退任の届出（京都府）

(14) 令和2年12月18日：理事会

第1号議案：令和2年度上期事業内容及び決算報告承認の件（理事会：承認）

第2号議案：団体諸規則承認の件（理事会：承認）

(15) 令和3年3月19日：理事会

第1号議案：令和3年度事業計画及び予算の件（理事会：承認）

第2号議案：財団運営規程及び難病患者団体活動助成細則の一部改訂の件（理事会：承認）

第3号議案：基本財産増額の件（理事会：承認）

第4号議案：特定資産（検診車輛等所得金）取崩しの件（理事会：承認）

上記のように事業譲渡後、公益事業体制を一新し持てる資産を駆使して、「公益財団法人京都健康管理研究会」として、財団設立理念を踏まえて事業を継続した。

以上

（文責：理事 高嶋 彰）